

## 1930年代における「満洲国」地方財政構造の変化

陳 祥

### Abstract

The issue of this paper is to research the financial situation of the local administration and to clarify the way of collecting village taxes in Manchukuo. At first, the formation of the Local administration in the Northeast of China in 1920s was examined. The focus of this part is the assumption of the local expenditure tax reform of Manchukuo. Second, a series of adjustment of the rule of the local finance in the 1930s was done. At the same time, during the research some problems and contradictions arose. By solving these problems, the author will examine the following question was local finance was under Manchukuo control. Third, the yearly account of the local administration is examined by using the data of local finance. By examining the realities and the interrelation of the Local finance, the author thinks that the realities of local rule can be explained from aspects of local finance in Manchukuo.

キーワード …… 地方財政 租税 省財政 県旗市 街村

### 課 題

本論の課題は、満洲国期の地方レベルの行政の財政状況と農村租税公課の実態について解明することにある。このような課題を提示した理由は、以下の通りである。

日本帝国主義による満洲支配の実態を正確に把握するためには、満洲国がどのように中央と地方の行政支配を実施したかを検討しなくてはならないが、そのためには財政状況を明確にすることが不可欠である。日本帝国主義の満洲経済支配は、満洲民衆からの広範な徴税の成否にかかっていた。地方税の徴収と分配のためには、各レベルの行政の間で調整することが不可避である。どのように地方行政のために税金を分配するのかは、日本帝国主義の満洲支配のあり様を解明するためには重要な課題といえよう。

これまでの研究では、満洲と満洲国期の財政と租税に関する研究はいくつかある。満洲国の省・県旗市・街村の地方費税状況について検討した研究はほとんどない。以下今までの研究状況について検討しよう。孔経緯『新編中国東北地区経済史』は、民国期と張氏軍閥政権期における満洲各省の財政と徴税捐目を羅列したものであり、満洲国期の財政と徴税問題については、まったく触れていない<sup>1)</sup>。満洲国史編纂刊行会編『満洲国史（各論）』は、創業財政時代・基礎

財政時代・開発財政時代・戦時財政時代に分けて、満洲国の財政概要と歳計を検討した<sup>2)</sup>。それによって、満洲国の税収は内国税が増大し関税が縮小しているという傾向が分かった。満洲国の全体の財政については、「經常歳出は經常歳入をもって支弁すべく、臨時歳入をもって支弁すべからず」<sup>3)</sup>の主義によって、財政は形式上健全であったという。

本論では、満洲国の省・県旗市・街村の地方租税状況をめぐって、以下の検討課題を設定する。第一に、旧東北三省の地方財政を検討する。この検討は満洲国の地方費税改革の前提となる。第二に、本章の重点である1930年代の満洲国は地方財政の支配に対して一連の調整策を行った、しかし、この政策調整とともに各種の問題・矛盾が生み出されることになった。ここでは、これらの問題に焦点をあて、満洲国はいかに地方財政を支配下に置いたのかを課題とする。第三に、地方財政の発展推移について、具体的な地方財政のデータを利用して、各レベルの地方行政の歳計を検討する。

以上の課題に沿って、満洲国地方財政の形成と矛盾、歳計の実態と相互関係を検討することによって、満洲国の地方支配の実態を地方財政の側面から解明できると考える。

## I 旧東北三省の地方財政

清王朝の時代には、国の財政と地方財政が分けられていなかった。民国期に入ってから、共和と地方分権の思想の影響を受けて、1913年に国家税と地方税法案が作られた。ただそれ以降も、軍閥間の争いが続いたため、国家税と地方税は着実には実行されていなかった。1928年、蒋介石国民党政権は形式上の全国の統一を実現した後、すぐに第一次全国財政会議を開いた。会議は中央と各省の収入権限について以下のように区分した。

- 1、国家収入：内訳は塩税、海関税及び内地税、常関税、煙酒税、巻煙税、石油税、厘金及び厘金に類似する一切の通過税、郵包税、印花税、交易所税、会社及び商標登録税、沿海漁業税、国有財産収入、国有営業収入、中央行政収入、その他の国家的な現有収入など十六項目。
- 2、地方収入：内訳は田賦、契税、牙税、当税、屠殺税、内地漁業税、船捐、房捐、地方財政収入、地方営業収入、地方行政収入、その他の地方的現有収入など十二項目<sup>4)</sup>。

名目上、中央政府と地方の省政府に関する収入の権限をはっきり分けた。ただし、東北三省は実質的に張軍閥政権の支配に置かれていたために、1928年に東北三省保安総司令部内に財政稽核処を設立し、「吉林、黒龍江各省の管轄を受けざる収入即ち海関、常関、塩務、印紙税、煙草、酒、司法収入及び国有鉱業、林業並其他官有営業等収入は、全部同処に於て管理し国家収入と地方収入とを区別する事と」<sup>5)</sup>した。東北三省の国税は張軍閥の財政稽核処が統轄した。東北三省の省地方収入は租税を中心とした。一方、地方にある県レベル行政の収入は、各地方によってそれぞれ「捐・費」などを徴収した。黒龍江省の場合、県地方の税目は、「学費响捐、

警費响捐、塩捐、鹵硝捐、車捐、船捐、戲捐、五厘捐、斗秤零捐、商捐、舖捐、警学糧捐、警学車捐、牲畜捐、油榨捐、店捐、酒舖捐、売買貨捐、路灯捐、窑捐、大犁捐、山貨捐、木牌捐、柴炭捐、白条猪捐など<sup>6)</sup>であった。

1928-1930年の黒龍江省の省以下の地方財政収入を例として考察する。表1によると、張軍閥政権下の黒龍江省の財政は、ほとんど赤字であった。その原因は、1928-1930年の軍費支出が地方財政の71.2%、74.6%、77.9%を占めていたからである。膨大な軍費を捻出した結果、地方財政は窮乏し、実業・教育・交通などへの支出は非常に不足状態になった。東北三省は張軍閥政権の統治の下で、1925年には「軍費負担に関し協議の結果、東三省各省に於て負担」<sup>7)</sup>することになった。それ以降、各省には名義上、地方財政があったものの、地方歳入のほとんどは張軍閥の軍費に充当された。

目下奉天省各機関経費は予算の三倍を支給するも尚ほ不足せる有様なるに依り、本年(1927年)七月より予算の四倍を支出する事となれるが、東三省交渉総署経費も奉天省と同じく七月より原予算の四倍支出方決定せりに依り、爾今貴省政府に於ても従前負担額の四倍を支出せられ度し(『鎮威上將軍公署より黒龍江省政府に致せる訓令』)<sup>8)</sup>

表1の検討と以上の訓令によると、各省には徴税権はあるが、徴収した税金は奉天にある張の命令で軍費に優先的に使用されなければならないため、各省・地方の財政が成り立たない状態になっていたといえる。

表1 中華民国期の黒龍江省歳入歳出表

単位: 元

歳入					歳出				
類別	1928年	1929年	1930年	類別	1928年	1929年	1930年		
省 地方 収入	田賦	1,865,860	2,715,428	2,799,909	外務費	95,904	95,904	49,452	
	出産税	2,706,339	3,973,466	4,043,036	内政費	1,830,284	3,198,297	2,201,617	
	銷場税	2,488,460	2,584,467	2,646,767	財政費	414,142	733,882	769,904	
	雜税捐課	2,138,029	3,222,055	3,286,076	陸軍費	9,175,413	16,657,787	16,992,071	
	官業収入		308,652	368,632	司法費	327,382	578,460	645,564	
	煙酒協款	520,000	520,000	520,000	教育費	567,156	700,886	769,519	
	雜税	3,324	3,324	3,324					
	小計	9,772,012	13,327,292	13,667,744	農鉱費	126,329	101,489	101,489	
	学田租	45,350	45,350	45,350	工商費		9,600	9,600	
	省二中响捐	24,072	24,072	24,072	交通費	358,042	247,971	277,505	
県 地方 収入	附加响捐	591,214	591,214	591,214					
	罰金	6,632	6,632	6,632					
	雜捐	571,982	551,359	573,682					
	荒価収入		310,000	310,000					
	小計	1,239,250	1,528,627	1,550,950					
合計	11,538,674	14,856,019	15,235,389	合計	12,894,652	22,324,276	21,816,721		

注: 黒龍江省財政庁史志辦公室:『黒龍江省財政資料長編』第一冊 1988年 15—16頁

## II 満洲国の租税徴収変遷

### 1 満洲国の財政構造

これまでの満洲国財政構造に関する研究は、主に国税をめぐる分析であった。満洲国の成立とともに、国政の重要事項を集中させる「総務庁中心主義」<sup>9)</sup>が採られた。それによって、「満洲国の総予算及総括予算特別会計の予算及決算・国資の計画及運営・国庫金収支の管理など」<sup>10)</sup>は総務庁の主計処が受け持った。一方、財務部は、「税務・専売・金融統制及び国有財産に関する事務」<sup>11)</sup>を担当する歳入官庁となった。つまり、実権を握っている総務庁が満洲国の財政を処理するという特色がみられる。満洲国は歳入を確保するために、海関と塩務機関を接收した。関税・塩税と塩専売の収入を確保することにより、満洲国歳入の基礎を築いた<sup>12)</sup>。満洲事変後出来たばかりの満洲国税収の構成は、張軍閥政権の税収体制を受け入れたものであった。その構造は以下のとおりである。

国 税：租税、関税、塩税、専売、官産収入と其の他。

地方税：租税、官産収入と其の他。

要するに、租税の収入は満洲国の中央と地方行政に対しては重要な基盤財源であった。この租税は満洲国時代では「内国税」と呼ばれ、中央政権の租税と地方行政の租税の税目には多少違いがあるが、「収益税（田賦課・営業税・出産税・鉱業税・漁業税・牲畜税など）、消費税、流通税、其の他」に分けられていた。本論では、満洲国地方財政構造の変化を分析するため、以下、主に地方財政分析を行い、関わっている地方租税も検討したい。

満洲国の地方財政の構成を見よう。地方財政は特別会計と一般会計に分けられている。特別会計は満洲国経済開発のための独自の特別事業会計である。省の特別会計は表 2 の通り 1942 年までは 7 項目の会計があった。それに対して、県旗市の特別会計は 1932 年に 5 項目の特別会計があったが、1942 年の県旗市には 21 項目となった。その種類別の目的を大別すると、以下の通りに整理できる。

- ①財政——各県旗復興転貸資金、財政調節資金、用度事業費、満業寄付金。
- ②農林業——綿羊牧場、交易林、制酪工場、家畜貸與事業。
- ③建設——都邑計画、住宅、北邊振興、上水道、西北工業区整理事業費。
- ④厚生——禁煙、市立病院、義倉、慈善救済。
- ⑤経済——基本財産、市場、当業。
- ⑥軍事——自衛団。

これらの特別会計は満洲国が近代的な国家として独自に事業を行い、同時に国民経済を統制する一つの手段であった。

一般会計は満洲国の根本的な枠組みであり、税収入と税外収入に分けられていた。税外収入の項目中、地方に対しては、財産収入・地方債・国庫負担金・交付金・国庫補助金などがあつ

た。省の税収入は主に国税附加税を中心とし、県旗市の税収入中の雑捐は従来の徴税目であり、附加税制度の実施により、国税附加税も県地方財政の一大財源となった。街村の税収入は村費であり、土地や門戸などに対する賦課の税金であった。この構造をまとめると、表2のようになる。

表2 満洲国地方財政構造表

		歳入		歳出	
省	地方税収入	国税附加税	勤労所得税附加税・法人営業税附加税・出産糧石税附加税・鉱区税附加税・鉱産税附加税・禁煙特税附加税・法人所得税附加税	警察費・教育費・土木費・勸業費・衛生費・営繕費・市県旗補助など	
		分與税(1942年から徴税)	地稅・出產糧石稅・鉱區稅・禁煙特稅・事業所得稅・家屋稅		
		独立税	牲畜稅・家屋稅		
	税外収入		財産収入・省地方債・国庫負担金・交付金・国庫補助金		
一般會計	市県旗	地方税収入	国税附加税	勤労所得税附加税・出産糧石税附加税・鉱区税附加税・鉱産税附加税・法人所得税附加税	公署費・警察費・教育費・土木費・勸業費・衛生費・社会事業費・各種補助など
			国税附加捐	事業所得稅附加捐・家屋稅附加捐・特別売錢稅附加捐・禁煙特稅附加捐	
			国税分與稅	特別売錢稅・牲畜稅・家屋稅	
		独立税	法定雜捐	車捐・船捐・漁業捐・不動産取得捐・牧畜捐・屠殺捐	
			許可雜捐	電灯電熱消費捐・不動産増加捐・傭人捐・駄捐・犁捐・行商捐・林業從事捐・狩獵捐・石頭捐・土地増加捐・畜犬捐・山貨捐など	
		税外収入		財産収入・使用費手續費・交付金・雑収入・国庫補助金・省補助金・県市債・結余金	
街村	地方税収入		地費・門戸費・家屋費・雜種費	公所費・自衛費・教育費・土木費・當費・勸業費・衛生費など	
	税外収入		財産収入・使用費手續費・交付金・雑収入・補助金・街村債など		
特別會計	省	北邊振興經濟	国庫補給・回収金・雑収入	土木費・警察費・産業費・衛生費・公債費・其の他	
		省立病院經濟	使用及手續費・雑収入・滾入金・省債	病院費・予備費・営繕費・公債費・整備費・繳納金・雜支	
		省會館經濟	使用料・雑収入・国庫補給・交付金・結余金・森林會計	會館管理費・予備費・公債費・森林會計・交付金・補助勸業・開拓墾民助成	
		給水事業經濟	事業収入・雑収入・結余金・国庫補給・省債	水道敷設費	
		都邑計画事業經濟	土地収入・省債・国庫補給・結余金・雑収入	各都都邑計画事業費	
		防水開發事業經濟	省債・貸款・利息・雑収入・国庫補給・滾入金	防水開發事業費・公債・予備費・事業費	
	禁煙事業經濟	事業収入・雑収入・奨励金・国庫補給・交付金	禁煙費・事業費・康生院費・繳納金・予備費・営繕費・雜支出・管煙所費		
市県旗		禁煙・都邑計画、上水道、住宅、基本財産、市場、北邊振興、綿羊牧場、市立病院、当業、義倉、制酪工場、交易林、慈善救済、滿業寄付金、各県旗復興転貸資金、自衛団、家畜貸與事業、財政調節資金、用度事業費、西北工業区整理事業費	各市県旗事業費の支出		

注：満洲帝国國務院総務庁地方処：『地方財政概要』（康徳3年度、康徳5年度、康徳6年度、康徳7年度、康徳9年度）より作成

## 2 満洲国初期の地方財政確立(満州事変～1936年7月)

満洲国建国後の一般会計を検討し、1930年代における日本帝国主義による満洲国地方財政支配がいかに関与したのかを具体的に論じる。

まず満洲国初期の地方財政再建について、過渡期と安定期に分けて、検討したい。

### A 過渡期の地方財政整備(満州事変～1933年初め)

満州事変後の混乱状態の下で、満洲国は旧来の満洲財政システムを受け入れて、初歩的に財政の中央集権を整備した。ここでは、過渡期の満洲国財政はどのように集権化したか、どんな不備な点があったのかを分析する。

事変前には東北三省の省財政庁は各県の地方租税を統轄する権限があった<sup>13)</sup>。事変後、張の権力は関東軍の武力により奉天から駆除された。関東軍は張氏権力下の満洲各地大小軍閥を傀儡化させるために、各地の行政を独立させた。しかし、1932年に近代的中央集権の満洲国を創出するとともに、関東軍は各省の財政庁を廃止し、省経費は国庫金より支弁するようになった。徴税権限も全部中央財政部に集中した。そして、財政部の下に奉天税務監督署・吉林税務監督署・濱江税務監督署・龍江税務監督署・熱河税務監督署を設置し、五つの税務監督署を通じて、12の出張所と各県の税捐局を統轄した。

以上の措置によって、満洲国は従来の張の権力に掌握された各省地方財政を中央に集中させた。ただし、過渡期の満洲国の地方財政への掌握は非常に不十分であり、幾つかの問題の存在があった。

第一に、旧来の省地方権力の各県への影響力が残存していた。建国後の省公署制度は旧来の東三省の区域をそのまま踏襲したため、名義上に軍事権と財政権は中央に引き上げられた。しかし、旧軍閥は満洲国政権の下で、完全に満洲国統治を実現しなかった。例えば、①熙洽の大吉林主義である。吉林省の金庫の国庫繰り入れに対する拒否態度は相当強く、関東軍の自治指導員の入吉指導を拒否し、更に3000人規模の私兵を擁していた<sup>14)</sup>。②馬占山は黒龍江省の一部を掌握した。1931年11月末には関東軍の攻撃によって、海倫に退去したが、「海倫政府ハ二十六日成立セリ…馬占山ハ各県ニ收入官金ハ総テ海倫政府ニ送付スヘキコトヲ命」<sup>15)</sup>じた。その後、一時的に満洲国政府に参加した。1932年4月に黒河から脱出し、「各県の官銀号に対し黒河政府は正当の政府なるを以て税其他各種の徴収金は全部黒河に送金し来る様要し」<sup>16)</sup>た。更に、事変後の満洲動乱状態の下、各地の大小軍閥や有力者などは自治の名義で各自地方行政を運営した。これらの実態の下では、少なくとも旧軍閥を完全に中央集権国家の支配下に置くことは難しかったといえる。

第二に、租税徴収の不徹底状態があげられる。満洲国の過渡期において関東軍の武力は満洲全域を支配していなかったため、各県から租税徴収を行うことは不可能であった。各地に「一団体の匪賊数は最大三千名を算するに至った、最小なものも百名を下らない……日本軍駐在以外の処では之を牽制する何等の力もない」<sup>17)</sup>ため、各県では相当の損害と租税徴収不能などの状況がみられた。そして、各地の抗日武装団体も一部地域を支配した。熱河省は日本軍の支配下に置かれていなかった。そのため、1932年の国税の内国税徴収は25,238千元であり、1930年の60,079千元<sup>18)</sup>の半分にも満たなかった。

第三に、地方徴税機構と税目の不統一があげられる。建国当初、旧来の満洲地方の大小軍閥権力に握られていた税收権力を継承したが、各地の税法・徴収制度・徴収機構などは不統一であった。満洲地方は張権力の下、「内国税徴収制度は所謂比額提獎制度であって、税捐局長は政府から指定された一定の責任額（比額）を徴収する事を要し、それ以上に徴収したときは一定の獎金として支給され、之に反し比額達しない場合は懲罰される事にな」<sup>19)</sup>っていた。それに

よって、各地にある税収機構は税収責任を達成するために、各自税収名目を設定した。徴税制度も相当違っていた。特に、「県税は、嘗ての国税・省税の紛乱多岐、そして分裂対立を其の儘に具現」<sup>20)</sup>したという。

満洲国の地方税収は、従来の省の徴税機関の廃止によって、省の徴税権限が国税に集権された。それによって、満洲国は近代的中央集権国家の地方徴税機構を作り出したが、実際には不備な点が多く存在していたため、徴税機能はなかなかうまく機能していなかった。

## B 満洲国安定期の地方財政整備(1933年初～1936年7月)

1933年の熱河作戦によって、満洲国は満洲全域に対する支配を確立させた。ここでは、過渡期の徴税機能問題に対してどのように解決したかを検討する。更に、地方財政整備によって、新たに出てきた税制問題についても検討する。

先ず過渡期の問題を解決するために、満洲国は以下の施策を行った。

第一は、省官制改革である。従来の省区画は建国後そのまま踏襲されたため、旧軍閥の影響は相当に残っていた。省区画細分化による省長権限の縮小と中央の統制強化のために、1934年10月省官制を公布し、従来の四省を十省に改めた。「一、東北政権時代における武力政権対立を打破し国内統一をなし以て中央政府に対する反抗分子の勢力を消滅せしむ。二、改制後は地方政府の権力減少し中央政府に対し地方の実権を恃み示威的行動に出づるが如きことあるまい。三、治安、実業、教育に対しては直接各県を監督促進せしめ従来のごとく監視行届かず任意にこれを放置するがごときことなく又各県において従来のごとく一片の報告書を形式的に送致して能事了れりとするようなことは無くなるだろう。」<sup>21)</sup>同時に、従来の省が握っていた直接税の権限を国から県におろすなどの方針も打ち出された<sup>22)</sup>。この調整によって、満洲国は軍閥政治を排除し、国家の中央と地方の県という二段階の構造をつくり、中央集権を強化した。

第二は、税制統一である。省権力架空と徴税権撤収により、満洲国は直接各県に支配を浸透した。しかし、従来満洲各県は、各地の軍閥権力下に置かれていたため、税捐目は地方と軍閥権力者の違いによって、名目も違っていた。更に、税率も省と地方によって違っていた。満洲国建国後、各県の徴税権限を抑えるために、税制整理にも着手した。一部の国税と地方税の改正を行った。<sup>23)</sup>例えば、木税は、奉天は従価6.6%、吉林には従価24.36%、黒龍江省従価23.8%であり、1934年には木税と地方の附加捐を統一した。

従来木税に関する法令は各地区々にして殊に税率は甚だしく異り吉林、黒龍江省の如きは二割乃至三割の高率にて奉天省等に比すれば数倍の高率でありこれに加えて木税に対する各地方団体の附加捐もまた酷なりしをもってここに木税を統一し且つ附加税の限度を改めて木税の負担を軽減するため左記木税法を制定九月一日より実施することになった、本木税法に規定せる税率は従価の百分の八で地方税は主管大臣の許可を得て百分の二十五以内の課税をなし得られることに制限されている<sup>24)</sup>

満洲各県の税収を抜本的に徴税統一するために1935年8月に「地方税法」を公布した。該法は地方税目について「民政部大臣及財務大臣の許可を受け」<sup>25)</sup>「営業附加捐・自由職業附加捐・家屋附加捐・地捐・雑捐」を徴収すると規定し、各税目の税率も統一した。この税法は、「地方＝農村、そして其の農村を基底として立つ県財政の実状に則したものであり……地方税体系が附加税主義と独立主義の併用に依って組成され」<sup>26)</sup>た。つまり、国税と地方税という定義が示された。同時に従来の比額制度<sup>27)</sup>を廃止し、手数料を控除支給する制度を実施した。税捐局の統合と模範税捐局の指導などにより、「租税の徴収機関を統一し、監察制度を確立し監察員に日本人に加え」<sup>28)</sup>、「各税捐局の枢要部に漸次日本人を配置」<sup>29)</sup>した。

以上のごとく、満洲国の省官制公布と税制を整理統一する政策により満洲国過渡期の各問題は徐々に解消した。しかし、中央の支配力が直接に県まで浸透すると、もっと深い幾つかの税制問題が出てきた。

第一に、省は財政権を持っていないため、行政力が弱体化した。1934年12月には、満洲国は従来の東北四省を新しい省制度（十省となる）に改組した。「省は何等自体的行・財政的自主権を有せず、その監督下にある県・市予算の認可権すらなく（1935年度末まで）総て中央政府の指示に基き地方行政が運営されていた」<sup>30)</sup>という。それによって各省行政の機能と運営は、末端機構である県行政と中央行政の単なる中継ぎ機関にすぎなくなった。満洲国は、満洲各地の支配を充実するために、省の行・財政を充実する必要があった。

第二に、県を中心として地方支配を遂行する際、行政が担う対象が拡大する一方で、県税は「地方税法」で制限されていたため税収難に直面することになった。建国後の県制の画一化と県財務機関調整などにより、県税を増税することは困難になっていた。表3によると、満洲国初期の治安第一主義を実行するために、県公署費と警察費がほとんど県財政の半分以上を占めていた。他分野へ投資財はほとんど考慮できなかった。1935年の北満各県の合作社運動により、共同販売計画を実施したのには「その基本的動機のほかに、各県における税収の確保という要請もあった」<sup>31)</sup>という。

第三に、満洲国の近代国家構造上行政の最末端まで財政を浸透することが必要であった。つまり、県行政から更に農村部まで財政支配を浸透し、建国以来の満洲国財政が及んでいなかった保甲（後に街村制に改組）の徴費権を統制しなければならなかった。

1933年、関東軍は満洲各地の反満抗日武装を対応するために、6月「治安維持に関する主要事項の立案・審議機関として」<sup>32)</sup>中央治安維持会を設置した。地方の治安確保を図るために保甲制<sup>33)</sup>を採用した。その後「暫行保甲法」と「暫行保甲法施行規則」を公布した。更に、連帯責任の連坐制施行と保甲内の自衛団強化などの具体策の運用は、短期間に満洲全域の治安を確立するために大きな役割を果たした。保甲制下の財政問題は、1933年1月の「暫行保甲法施行規則」<sup>34)</sup>で経費使用に関することが決められた。



表3 満洲国市県旗の地方歳入歳出(一般会計)

単位:元

年次	一般会計歳入			歳出										合計
	税収入	税外収入	一般会計	公署費	警察費	教育費	土木費	勤業費	衛生費	社会事業費	各種補助費	その他		
1932年	18,186,530	13,254,199	31,440,729	9,466,681	11,822,513	4,283,300	1,013,428	280,136	773,642	138,810	329,556	4,422,319	32,530,385	
1933年	21,255,477	18,234,390	39,489,867	10,337,724	12,813,003	4,727,684	1,177,261	208,534	868,447	124,949	1,034,796	5,051,508	36,343,906	
1934年	23,946,709	23,625,954	47,572,663	10,427,779	13,836,151	5,815,726	3,025,246	160,193	1,154,968	181,630	1,108,759	5,903,961	41,614,413	
1935年	13,257,912	20,279,335	33,537,247	5,284,309	7,993,108	3,327,406	3,036,397	114,113	640,107	138,129	463,134	5,701,795	26,698,498	
1936年	35,750,623	30,585,303	66,335,926	11,520,429	14,156,548	7,089,089	7,024,520	398,969	2,003,393	365,520	1,246,039	11,198,558	55,003,065	
1937年	31,106,175	41,987,472	73,093,647	10,122,585	16,486,278	7,068,102	9,926,875	1,599,525	2,899,998	476,265	1,085,760	23,428,259	73,093,647	
1938年	35,002,997	59,349,220	94,352,217	14,954,999	18,036,002	7,391,034	14,508,165	4,890,138	3,236,360	416,367	2,305,627	28,613,525	94,352,217	
1939年	44,831,750	64,281,108	109,112,858	16,898,865	17,604,817	10,760,924	15,759,685	5,785,882	4,281,939	453,316	4,308,300	33,259,130	109,112,858	
1940年	58,903,608	101,192,339	160,095,947	22,391,265	25,661,328	24,484,543	20,270,456	8,680,072	8,743,473	754,733	5,700,760	43,409,317	160,095,947	
1941年	77,238,240	133,356,659	210,594,899	30,081,820	38,674,247	35,474,451	29,574,392	14,448,372	14,076,915	754,215	6,445,447	41,065,040	210,594,899	
1942年	113,150,098	155,831,590	268,981,688	36,201,765	44,317,620	38,631,813	19,167,490	12,385,963	17,673,085	746,553	5,035,894	94,821,705	268,981,688	
1932年	57.84	42.16	100.00	29.10	36.34	13.17	3.12	0.86	2.38	0.34	1.01	13.59	100.00	
1933年	53.83	46.17	100.00	28.44	35.25	13.01	3.24	0.57	2.39	0.34	2.85	13.90	100.00	
1934年	50.34	49.66	100.00	25.06	33.25	13.98	7.27	0.38	2.78	0.44	2.66	14.19	100.00	
1935年	39.53	60.47	100.00	19.79	29.94	12.46	11.37	0.43	2.40	0.52	1.73	21.36	100.00	
1936年	53.89	46.11	100.00	20.95	25.74	12.89	12.77	0.73	3.64	0.66	2.27	20.36	100.00	
1937年	42.56	57.44	100.00	13.85	22.56	9.67	13.58	2.19	3.97	0.65	1.49	32.05	100.00	
1938年	37.10	62.90	100.00	15.85	19.12	7.83	15.38	5.18	3.43	0.44	2.44	30.33	100.00	
1939年	41.09	58.91	100.00	15.49	16.13	9.86	14.44	5.30	3.92	0.42	3.95	30.48	100.00	
1940年	36.79	63.21	100.00	13.99	16.03	15.29	12.66	5.42	5.46	0.47	3.56	27.11	100.00	
1941年	36.68	63.32	100.00	14.28	18.36	16.84	14.04	6.86	6.68	0.36	3.06	19.50	100.00	
1942年	42.07	57.93	100.00	13.46	16.48	14.36	7.13	4.60	6.57	0.28	1.87	35.25	100.00	

注①. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)より作成

注②. 1935年は半年度額とする

注③. 1932-1942年の歳入は予算額、1932年-1936年の歳出は決算額、1937-1942年の歳出は予算額である。

表4 満洲国街・村地方歳入歳出累年比較表

単位:元

年次	歳入			歳出								合計	
	税収入	税外収入	小計	公所費	自衛費	教育費	土木費	営繕費	勤業費	衛生費	公債費		其他
1937年	30,402,276	3,957,454	34,359,730	10,066,673	7,685,167	7,711,710	997,368	1,358,590	626,884	340,091	—	5,573,247	34,359,730
1938年	32,484,027	8,637,867	41,121,894	12,310,971	4,850,395	9,962,441	1,236,277	2,478,329	912,426	575,452	68,647	8,726,956	41,121,894
1939年	46,872,110	15,489,291	62,361,401	19,296,704	4,736,446	14,703,085	4,154,860	3,052,724	1,528,077	1,137,027	211,617	13,540,861	62,361,401
1940年	58,547,739	18,549,570	77,097,309	26,298,691	4,377,200	11,905,626	3,531,099	9,975,744	1,878,170	1,823,814	78,747	17,228,218	77,097,309
1941年	69,393,652	26,574,312	95,967,964	38,183,724	4,414,428	17,966,433	4,307,790	6,766,217	2,012,240	2,402,202	77,598	19,837,332	95,967,964
1942年	82,882,681	32,203,597	115,086,278	50,015,805	4,066,747	18,865,346	3,455,175	6,926,653	2,088,092	2,710,609	69,875	26,887,976	115,086,278
1937年	88.48	11.52	100.00	29.30	22.37	22.44	2.90	3.95	1.82	0.99	0.00	16.22	100.00
1938年	78.99	21.01	100.00	29.94	11.80	24.23	3.01	6.03	2.22	1.40	0.20	21.22	100.00
1939年	75.16	24.84	100.00	30.94	7.60	23.58	6.66	4.90	2.45	1.82	0.51	21.71	100.00
1940年	75.94	24.06	100.00	34.11	5.68	15.44	4.58	12.94	2.44	2.37	0.13	22.35	100.00
1941年	72.31	27.69	100.00	39.79	4.60	18.72	4.49	7.05	2.10	2.50	0.10	20.67	100.00
1942年	72.02	27.98	100.00	43.46	3.53	16.39	3.00	6.02	1.81	2.36	0.07	23.36	100.00

注. 満洲帝国国務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)より作成

この「規則」によると、各地方の保甲費徴収は各県の県長と警察署長の承認によって行っていた。要するに、末端の地方行政でどのように徴税をおこなうのかは各県にゆだねられ、満洲国中央は保甲にある徴税方法や・税率などは統轄していなかった。ただ現在、満洲国初期の保甲費徴収と使用については詳細なデータがないため、なかなか具体的な検討は難しい。ただ別稿で検討したように南荒地村農民の税金では、村費（保甲費の別の言い方）の負担は県税と国税の負担より高いことがわかる<sup>35)</sup>。「保甲費（村費）の殆ど大部分は実質上自衛団の俸給に支出せられ其の額は県予算も匹敵する」<sup>36)</sup>という状態である。保甲費の負担は実質的に農民にとって最も重い負担であった。財政面から見れば満洲国の支配は農村にまで浸透する必要がある、いかに村費を中央集権国家の支配下に置くかは、重要な課題であった。

このように、安定期の満洲国は省官制と税制統一の施行によって、中央から県レベル行政までの近代地方税制を整備した。ただし、中央一県という税収構造の下で省政の無力・県財政の不足の問題が出てきた。更に、これらの施策は実際には満洲最下層行政の街村まで及んでいなかった。

### 3 1936年以降の地方財政整備（1936年—1939年）

ここでは、満洲国大改革という背景下、どのように前述した三つの問題が解消されたか、を検討する。

第一は、省財政の充実問題である。建国初の省財政庁の廃止により、1932年から1936年までに、省行政は財政権がなくなった。省の経費は全部中央から支弁することとし、近代的中央集権に踏み出した。しかし、1934年の新省制実施により、満洲国は完全に省制下の各レベル地方行政を自分の支配下に置くために、「省制度並その運用方法のみを従前のままに放任して置くことは、地方行政の合理的進展を期する上に到底許されな」<sup>37)</sup>かった。1936年7月、満洲国は「中央地方を通ずる税制に亘る根本的調査に基き国税と地方税との有機的調整を図」<sup>38)</sup>るための制度を作り出した。1936年12月「省地方費法」を公布した。同法は省地方費に対して以下の収入を決定した。

法人営業税附加税	本税の百分の50%	出産糧石税附加税	本税の百分50%
木税附加税	本税の百分25%	鉱区税附加税	本税の百分25%
禁煙特税附加税	本税の百分25%		
前各号に関する延滞金及過料			
国庫補給金 <sup>39)</sup>			

これらの附加税は、国税中の附加税として、税捐局から徴収し、その後省地方費に払い込まれる。省財政は附加税主義の採用と国庫の補助により財源を確保した。

第二は、省財政から県への補助である。満洲国の県旗市財政には、建国後の中央集権により、従来の徴税権限と財政権限の相当部分は中央政権に集約された。地方財政を支えるために建国

後国庫補助制度を創出した。表4によると、国庫補助は1932年から1936年まで、徐々に少した。一部財政力が悪かった県（北満地方が多い）は「（黒河省）八県中瑗瑛一県を除く七県が全部国庫補助を仰ぐ状態」<sup>40)</sup>となった。県の行政を行うためには県の財源を確保しなければならないが、省地方費の支弁（表7）は、「①警察・土木・勸業・衛生・社会及文化に関する経費②県旗市財政調整補助に関する経費」<sup>41)</sup>に限定された。1937年から省補助は国庫補助に変わり、県旗市財政の重要な収入となる。

表5 満洲国県財政と省財政の補助金割合表

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
県旗	国庫補助	18.5%	15.5%	11.1%	10.7%	9.4%	—	2.6%	1.9%	1.2%	1.7%	2.8%
市財	省補助	—	—	—	—	—	15.7%	22.8%	21.9%	22.2%	20.8%	14.6%
省財政	国庫補助						75.6%	62.5%	63.3%	64.5%	45.1%	47.1%

注. 満洲帝国國務院總務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)より作成

第三に、街村制度を実施した。1936年、民政部は「満洲国の政治行政の特質に悖らしめず且つ将来制定さるべき街村運営の素地を作るべく、1936年各省長に対し民政部大臣の許可を得て省令に依る暫行街村制を設け得」<sup>42)</sup>ることを訓令した。同年、奉天ほか四省が「暫行街村制」を実行し、1937年12月1日街制・村制を施行した。街制・村制の法令によって、「(街・村)税ノ賦課徴収ニ関シテ本法其ノ他法令ニ規定アルモノヲ除クノ外必要ナル事項ハ國務總理大臣及經濟部大臣之ヲ定ム…(街・村)住民ハ本法其ノ他法令ニ依ルノ外村ノ費用ノ負担ヲ命ゼラルルコトナシ」<sup>43)</sup>を規定したため、街村の徴税も統一された。街村の徴費機能は満洲国中央に統轄された。街村制の実施によって、従来の有料自衛団員制は義務制に再編された。表5によると、1937年以降の街村自衛団費は縮小し続けている。物価騰貴なども勘案しても、実質的に自衛団費は非常に減少したと考えられる。

前述した1936年12月の省地方費創出と街村制施行に合わせ、県旗市に対しても「県制」・「旗制」・「市制」という法令を公布した。これらにより、1937年からの国と地方の省財政が再建され、街村の財政は満洲国中央政権下に置かれた。満洲国支配は初期の中央一県という構造から中央一省一県旗市一街村に転換した。

以上の如く、満洲国の地方への支配は1936-1937年には、大きな制度上変化があった。しかし、中央一省一県旗市一街村の財政支配体制は、実際の運営上新たな問題が出た。

その第一は、省の弱い地位が変わらなかったことである。省地方費法は本来満洲の省地方権限を回復するのではなく、1937年行政機構改革の前奏であった。「中央・地方の連繫を密ならしめ、且地方行政機構の機能を拡充強化…地方自治を育成整備…」<sup>44)</sup>するため、建国後の省行政権力縮小方針を採った。しかし省地方費の徴収は従来から租税の管理部門財政部（後ほどの經濟部）に置かれていなかった。省地方費法の第十一条により「省地方費ハ民政部大臣之ヲ監督ス。民政部大臣ハ省地方費ノ監督上必要ナル命令又ハ処分ヲ為スコトヲ得」<sup>45)</sup>となっていた。

表6 満洲国省地方歳入歳出累年比較表

単位：元

年次	歳入					歳出									
	一般会計					警察費	土木費	産業費	教育費	市県補助費	當繕費	衛生費	その他	歳出合計	
税収	税外収入	一般会計	特別会計	歳入合計											
1937年	4,775,248	2,763,628	7,538,876	34,601,026	42,139,902	11,824,798	10,095,366	2,306,333	4,330,948	7,916,792	1,843,706	715,278	3,106,681	42,139,902	
1938年	12,128,256	10,994,610	23,122,866	48,161,576	71,284,442	19,924,712	13,441,459	5,699,339	5,677,973	16,736,518	3,404,879	686,182	5,713,380	71,284,442	
1939年	16,672,383	14,503,081	31,175,464	56,194,903	87,370,367	25,382,973	16,250,128	7,613,688	3,011,400	19,769,670	5,668,124	814,223	8,860,161	87,370,367	
1940年	25,421,243	16,574,752	41,995,995	89,773,330	#####	34,863,719	20,005,879	13,308,972	7,957,967	30,241,245	6,988,957	1,814,611	#####	131,769,325	
1941年	60,069,126	17,337,356	77,406,482	70,010,542	#####	32,261,549	19,804,865	17,185,894	5,889,584	44,655,719	6,764,095	3,222,058	#####	147,417,024	
1942年	67,264,122	13,688,569	80,952,691	82,668,568	#####	32,504,187	21,501,448	16,821,040	5,784,167	50,307,155	#####	2,407,869	8,135,504	163,621,259	
1937年	11.33	6.56	17.89	82.11	100.00	28.06	23.96	5.47	10.28	18.79	4.38	1.70	7.37	100.00	
1938年	17.01	15.42	32.44	67.56	100.00	27.95	18.86	8.00	7.97	23.48	4.78	0.96	8.01	100.00	
1939年	19.08	16.60	35.68	64.32	100.00	29.05	18.60	8.71	3.45	22.63	6.49	0.93	10.14	100.00	
1940年	19.29	12.58	31.87	68.13	100.00	26.46	15.18	10.10	6.04	22.95	5.30	1.38	12.59	100.00	
1941年	40.75	11.76	52.51	47.49	100.00	21.88	13.43	11.66	4.00	30.29	4.59	2.19	11.96	100.00	
1942年	41.11	8.37	49.48	50.52	100.00	19.87	13.14	10.28	3.54	30.75	15.99	1.47	4.97	100.00	

注：満洲帝国國務院總務庁地方処：『地方財政概要』（康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度）より作成

表7 満洲国中央と地方の一般会計歳入歳出累年比較表

単位：千元

	国・中央										地方					
	税収入					税外収入	小計	省			県			街村		
	内国税	關稅	其他	計	税収入			税外収入	小計	税収入	税外収入	小計	税収入	税外収入	小計	
1932年	25,358	52,355	18,820	96,533	56,390	152,923				18,187	13,254	31,441				
1933年	37,915	75,619	20,543	134,077	60,497	194,574				21,255	18,234	39,489				
1934年	46,699	86,999	22,030	155,728	59,171	214,899				23,947	23,626	47,573				
1935年	25,294	43,384	8,755	77,433	55,335	132,768				13,258	20,279	33,537				
1936年	62,703	93,535	27,389	183,627	79,983	263,610				35,751	30,585	66,336				
1937年	72,584	108,069	0	180,653	132,102	312,755	4,775	2,764	7,539	31,106	41,987	73,093	30,402	3,957	34,359	
1938年	83,437	138,501	0	221,938	174,072	396,010	12,128	10,995	23,123	35,003	59,349	94,352	32,484	8,638	41,122	
1939年	127,693	193,035	0	320,728	283,174	603,902	16,672	14,503	31,175	44,832	64,281	109,113	46,872	15,489	62,361	
1940年	203,213	174,570	0	377,783	380,576	758,359	25,421	16,575	41,996	58,904	101,192	160,096	58,548	18,550	77,098	
1941年	211,740	165,368	0	377,108	368,467	745,575	60,069	17,337	77,406	77,238	133,357	210,595	69,394	26,574	95,968	
1942年	384,666	120,000	0	504,666	318,734	823,400	67,264	13,689	80,953	113,150	155,832	268,982	82,883	32,204	115,087	
1932年				63.13	36.87	100.00				57.84	42.16	100.00				
1933年				68.91	31.09	100.00				53.83	46.17	100.00				
1934年				72.47	27.53	100.00				50.34	49.66	100.00				
1935年				58.32	41.68	100.00				39.53	60.47	100.00				
1936年				69.66	30.34	100.00				53.89	46.11	100.00				
1937年				57.76	42.24	100.00	63.34	36.66	100.00	42.56	57.44	100.00	88.48	11.52	100.00	
1938年				56.04	43.96	100.00	52.45	47.55	100.00	37.10	62.90	100.00	78.99	21.01	100.00	
1939年				53.11	46.89	100.00	53.48	46.52	100.00	41.09	58.91	100.00	75.16	24.84	100.00	
1940年				49.82	50.18	100.00	60.53	39.47	100.00	36.79	63.21	100.00	75.94	24.06	100.00	
1941年				50.58	49.42	100.00	77.60	22.40	100.00	36.68	63.32	100.00	72.31	27.69	100.00	
1942年				61.29	38.71	100.00	83.09	16.91	100.00	42.07	57.93	100.00	72.02	27.98	100.00	

注①：満洲帝国國務院總務庁地方処：『地方財政概要』（康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度）、満洲国史編纂刊行会編：『満洲国史・各論』（満蒙同胞援護会 1970年）447-450頁より作成

注②：国のデータは決算であり、地方のデータには、1932-1936年のは決算、1937-1942年のは予算である。

注③：1935年は半年度額とする

表8 満洲国県財政と省財政の補助金割合表

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
県財政	国庫補助	18.5%	15.5%	11.1%	10.7%	9.4%	—	2.6%	1.9%	1.2%	1.7%	2.8%
	省補助	—	—	—	—	—	15.7%	22.8%	21.9%	22.2%	20.8%	14.6%
省財政	国庫補助						75.6%	62.5%	63.3%	64.5%	45.1%	47.1%

注. 満洲帝国國務院総務庁地方処:『地方財政概要』(康德3年度、康德5年度、康德7年度、康德9年度)より作成

表9 県旗市一般会計予・決算累年比較

単位:千元

		1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年
市一般会計	実数	5,534	5,519	10,642	8,541	12,638	24,019	29,658
	増加率	100%	95%	192%	154%	228%	434%	536%
県旗一般会計	実数	25,907	33,970	36,931	24,996	53,698	49,074	64,693
	増加率	100%	131%	142%	96%	207%	189%	249%
県旗市合計	実数	31,441	39,489	47,573	33,537	66,336	73,093	94,351
	増加率	100%	126%	151%	107%	211%	232%	300%

注①. 満洲国通信社編:『満洲国現勢・康德六年版』(クレス出版 317頁)より作成  
注②. 1936年までは決算、1937.1938年は予算による。1935年は半年度額とする

更に、表8によると、省財政の約半分ぐらいの金額を特別会計の国庫補助金から仰ぐ状態になる。表6によると、省財政の歳出の30%ほどが県へ補助金として支払われている。要するに、省地方費は地方民政・治安に限定された。

第二に、県旗市財政発展の不均衡があげられる。県旗市は、省の補助がもらえる。しかし具体的に県・旗・市の財政構造を検討すると、1932年の31,441千元から、1938年の94,351千元まで、県旗市財政の一般会計は累年増加している。増加内容を市と県旗に分けて表9を見ると、1932年を100とすると、1936年まで県旗市はほぼ同じレベルの200に増加したが、市財政は1938年に536に達し、県旗の財政は300に増加した。要するに、1937年の地方税調整後の都市は飛躍的に発展により、農村の財政は立ち遅れている県旗市財政の不均衡発展を示した。

第三に、農村徴税負担の不公平があげられる。表4によると、街村の自衛団費は縮小し続けた。しかし街村の公所費は増え続け、街村民の主たる負担となった。街村制の財政状況においてその面の補助費は少なかったのも、さらに重い負担を課すことになった。また、街村公署・学校をはじめとする施設整備の運営は、いずれも農民から徴収する租税に依存した<sup>46)</sup>。そして、街村費の土地課税は等級別課税により、「大土地所有者、富農ほど実際の土地の豊度よりも以下の税率を課せられるチャンスを与えることとなり、貧農ほどその逆を行く傾向があるから、余りに等級を細分することは不相当である」<sup>47)</sup>と指摘されるような状況となっていた。このように戸別課税が不公平課税で房屋課税は定額課税という体系であったため、「富者の軽課の不公平性」が生じていたのである。<sup>48)</sup>つまり、街村制は「村民の大多数を占める勤労中貧農層それだけ貧困に喘いでいる。村制は多くの場合同時に地方の土豪劣紳の巢窟」<sup>49)</sup>という状況が生み出されていた。

このように、日中全面戦争期前後の満洲国は「国及び地方を通じ行・財政の調整をはじめ、国及び地方を通じ行・財政の有機的連携……全体主義的確立の強化を図る」<sup>50)</sup>ために、省・県旗市・街村の財政を国財政に対する地方財政制度を確立した。中央集権化をはかった満洲国は街村にいたるまで財政支配を実現した。ただし、この財政体系の下で日中全面戦争勃発後の統

制経済期に入っていたため、省財政は充実せず、農村・農業と関わる県旗財政は商工業と関わっていた都市財政より相当に遅れていた。また、農村支配最末端の街村財政は地方有力者の逃避によって、中農以下農民の負担がとくに重い状態にあった。このような矛盾や様々な問題が存在していたため、結果的に満洲国の支配が農村に浸透することは阻害されたと考えられる。

### Ⅲ 満洲国地方財政の歳計

前文の地方財政確立と構造の分析した上に、ここには具体的な地方財政データを検討したい。

まず、歳計発展の趨勢を見ると、表7と表10)、(1)歳計が急激に膨張した。1932年の3千万元強に対し、1942年は4億6500万元以上となり、10年間に約15倍の増大をしめした。(2)1937年から省・県旗市・街村の費用を比較すると、省は1937年の7,538,876元から1942年の80,952,691元まで約10.74倍に上昇し、県旗市には1937年の73,093,647元から1942年の268,981,688元まで約3.68倍に上昇し、街村には1937年の34,359,730元から115,086,278元まで約3.35倍に上昇した。1932年から1942年までの物価は約3倍弱増加と比べると、省地方財政は急激に拡大し、比較見れば街村費の徴収権限が割合に小さく増加した。(3)地方歳入の税収入と税外収入の比率は、ほとんど55:45の上下で浮動した。しかし、具体的に各地方を見ると、省の税収入は63.3%から83.1%に増加し、県の税収入は57.8%から42.1%まで減り、税外収入は42.2%から57.9%に増加し、街村の税収入は88.5%から72.0%に減り、税外収入は11.5%から28.0%まで増加した。

表10 満洲国歳入経費膨張と小売物価騰貴

指数	1932年	1933年	1934年	1935年	1936年	1937年	1938年	1939年	1940年	1941年	1942年
歳入合	27	34	41	29	57	100	138	176	243	334	404
省						100	307	414	557	1027	1074
市県旗	43	54	65	45	90	100	129	149	219	288	368
街村						100	120	182	224	279	335
物価	93	91	84	94	97	100	112	145	207	226	253

注：満洲国編纂刊行会編：『満洲国史・各論』1974年 431頁と山本有造：『「満洲国」経済史研究』名古屋大学出版会 2003年 64頁と前表の計算より作成

つぎに、表3の県財政、表4の街村財政と表6の省財政の推移によって、具体的各費用項目を検討したい。

#### (1) 公署費

省の公署費は建国以来国家財政の負担となっていたため、支出はなかった。県旗市公署費は1932年—1942年には4倍に増大したが、歳出全体の比率としては29.10%から13.46%まで減少した。街村の公所費は1937年—1942年に5倍に増大し、歳出全体の比率としては29.30%から43.46%まで上昇した。

#### (2) 警察費・自衛費

省の警察費は1937年—1942年に3倍に増大したが、割合は28.1%から19.9%に減少した。

県の警察費も同じ状況で、10年間に金額は4倍増大し、割合は36.3%から16.5%に減少した。街村の自衛団費は金額と割合の両方とも減少という状況になっている。省と県旗市の場合から見れば、満洲国の地方の治安維持のため、長年高額な警察費が維持されていた。しかし、後期の建設の成果と近代的な国家の造成を果すことにより、ある程度、治安が回復し抗日武装が衰退し、警察費の割合は減少した。

### (3) 教育費

従来の満洲国教育に関する研究は「奴化」教育・学制改革・教育などに注目している。地方教育費の支出から見れば、省の教育費支出の絶対金額は増加していない、割合は10.28%から3.54%まで減少した。県の教育費は10年間に金額は約9倍に増加し、割合も13%前後維持していた。街村の教育に関する金額は倍増したが、比率としては22.44%から16.39%まで減少し続けた。

### (4) 産業費・勸業費

省財政の産業費の金額は約8倍に拡大し、その比率は5.47%から10.28%に増加した。県旗市の勸業費は45倍まで拡大し、その割合は0.86%から4.60%まで増加した。街村の勸業費は3倍ほど増加したが、比率としてはほとんど変わらない。この地方経済を振興する費用は、省・県旗市・街村の発展と緊密に関わっている県旗市には割合大量の資金投入がみられるため、満洲国の地方建設は市県旗を中心に行っているということがわかる。

### (5) 補助費

省の歳出にある市県補助費は、1937年-1942年に8倍以上増加し、割合では18.79%から30.75%まで上昇した。それに比べると、県旗市から各街村への補助費はたいしたことの無い金額であるが、0.43%から0.28%まで減少した。1937年以降再建された省財政は、総額の約三分之一が各県に補助されていた。このような点から満洲国の地方財政は県を中心としていたということがあきらかである。

以上の歳出実態に沿って、満洲国の省の歳入は税収入に頼る傾向が強くなり、県と街村の税外収入の比率が高くなり、特に、県の税外収入は税収入に逆転した。県旗市には割合に大量の資金投入がなされているため、満洲国の地方建設は市県旗を中心としていたことがわかる。またとくに公署費と警察費に多く支出していることから、満洲国は県を中心に行政機構の権力を維持しようとしていたという意図があったことを推測できる。また、教育についても費用面からみて県を中心に活動の促進をはかったものと考えられる。

## 小 括

満洲国は満洲全域への支配を実現するために、従来の軍閥政権の国税と地方税の枠組を改革した。地方の財政には、一般会計と特別会計を設置し、一般会計を税収入と税外収入に分け、

税収入も各税目に区分した。この一連の地方税制の改革により、満洲国の歳入は従来の土地税と農産物税中心から脱出し、税外収入の比重が著しく増大した。つまり、満洲国の一般民衆への直接課税の比重が減少し、間接負担の収入が増加したといえる。ただし、直接の租税負担はやはり満洲国財政の重要な財源であった。

建国期には地方の軍閥権力の影響を防ぐために、省税を全体的に中央に集中し、国税と県旗市税の二本立てにした。しかしその実態をみると、満洲地方の全域が関東軍の武力支配下に置かれていなかったため、内国税徴収が不完全の状態であった。まだ地方の在来軍閥権力も日本支配に対して抵抗的な措置をとった。更に各県旗市の税制は、従来のままであった。そのため、満洲国は地方財政支配を強化すべく、草創期の財政支配の不備を是正すべく、地方行政改革を実施することになるのである。

満洲国安定期の支配は、1934年の新省制に沿って行われた。新省制の実施により、省区画を細分化し、省長権限を縮小した。更に、従来の省行政に掌握されていた直接税の権限を国から県におろすなどの方針が打ち出された。県の財政の充実のためであった。満洲国では、中央と県旗市という二重支配構造が形成された。その上で、地方税法を公布し、県旗市の徴税に独立税主義と附加税主義を併用して、中央に統一した。しかし省は財政権を持たないため、行政力は弱体化した。各省行政の機能と運営は、末端機関である県行政と中央行政の単なる中継ぎにすぎなくなった。県は、行政の拡大とともに財源が制限されるという矛盾も出てきた。更に、満洲国は県旗市まで影響力を行使するのではなく、もっと末端の行政機関（保甲、後は街村）への浸透を果たした。そのため省財政の創出、県財政の充実、街村制の施行などに着手することになる。

1936-1937年の地方制に関する法令によって地方行政改革を実施した。1936年の「省地方費法」により、省に附加税主義と国庫補助による省地方財源を創出した。省財政から県旗市へ多額の補助を行ったので、ある程度県財政は充実した。街村制の実施により、街村の徴費権も中央に統轄された。しかし、この地方財政支配構造は、深層の矛盾や問題が解決していなかった。省財政は国庫補助に依拠しすぎており、自主性と弾力性が欠けていた。市財政は飛躍的に発展したのに対し、県旗が代表する農村財政は立ち遅れていた。街村の徴税では、富者に軽く貧者に重い租税となる傾向があったため、中貧農層農家の不満が惹起された。

1930年代の満洲国地方財政の改革について、以下のような幾つかの点が指摘できる。

1. 民国時代に比べると、満洲国の地方財政は法理上・事実上近代的中央集権国家の支配下に置かれた。
2. 本来中国の地方に最も権力を握っていた省地方行政は空洞化した。1937年以降、一部省財政の機能を再建したが、半分ぐらいの歳入は国庫補助に頼り、三分の一ぐらいの歳入は県に補助したため、省財政は自主的な地方財政運営ができなかった。
3. これまでの研究成果のなかで、安富歩氏は満洲地方は民国時代から県を中心として発展し



てきたと分析した<sup>51)</sup>。しかし、県が事実上満洲地方の行政と経済の中心地として発展したこと、特に県地方財政権・税収と産業発展の中心となったのは満洲国時代に入ってからのことである。

4. 街村は、形式的に中央集権支配下に置かれた。しかし、事実上、街村費徴収の矛盾（不公平・税率不統一など）が解決していなかった。県の街村への徴税権はあったが、街村から更に末端の屯・部落村への浸透は不完全であった。
5. 満洲の省・県旗市・街村の地方財政は、基本的に生産部門への支出が非常に不足しており、特に市県旗と街村レベルには僅かな勸業費を支出していたのみである。県以下はほとんど農業が財政を支えていたのに対し、農業部門への財政支出の不足はあきらかであった。農業生産の拡大は不可能であった。

### <注>

- 1) 孔経緯：『新編中国東北地区経済史』吉林教育出版社 1997年
- 2) 満洲国史編纂刊行会編：『満洲国史（各論）』満蒙同胞援護会 1970年
- 3) 同前 433頁
- 4) 黒龍江省財政庁史志辦公室：『黒龍江省財政資料長編』第一冊 1988年 8頁
- 5) 「財政上より観たる中央政府及奉天当局と黒龍江省との関係」（満鉄庶務部調査課：「調査時報」第9巻第10号 1929年 106頁
- 6) 前掲『黒龍江省財政資料長編』第一冊 第136-153頁
- 7) 同前 100頁
- 8) 同前 104頁
- 9) 浜口裕子：「『満洲国』の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」（『アジア経済』第34巻3号 1993年3月）
- 10) 満洲国通信社編：『満洲国現勢・大同二年版』クレス出版 4頁
- 11) 同前 4頁
- 12) 満洲国史編纂刊行会編：『満洲国史（総論）』満蒙同胞援護会 1970年 304-308頁参照
- 13) 注：財政庁下に硝磺総局・漁業商船保護局・各県公署（田賦、契税）・各県税捐徴収局（県費）を統轄する。  
満洲国編纂刊行会編：『満洲国史・各論』1974年 455頁
- 14) 解学詩：『偽満洲国新編』人民出版社 1995年 224頁参照
- 15) 『現代史資料11・統満州事変』みすず書房 1965年 712頁
- 16) 同前 730-731頁
- 17) 木公冠者：「満洲匪賊の注意点」（『満洲評論』第2巻3号 1932年1月 3頁）
- 18) 満洲国編纂刊行会編：『満洲国史・総論』1974年 282頁
- 19) 前掲『満洲国現勢・康徳二年版』クレス出版 191頁
- 20) 「満洲評論」第9巻12号 8頁 1935年9月
- 21) 『新制度下の満洲国十省』（『満州日報』1934.10.9-1934.11.26）
- 22) 浜口裕子：「『満洲国』の中国官吏と関東軍による中央集権化政策の展開」（『アジア経済』第34巻3号 1993年3月 64頁）
- 23) 注：(1)出産糧石税・捲菸税・木税などの改正統一、(2)消費税物件製造免許制度の確立、(3)營業税制度の改正統一、(4)貨物税・漁税・石税及び落地税を廃止、(5)酒税制度の改正統一、(6)鉱業税の改正統一  
満洲国通信社編：『満洲国現勢・康徳五年版』クレス出版 108頁
- 24) 『税率の低減統一木税法を制定』（『満州日報』1934.8.29）
- 25) 民政部令第11号・財政部令第44号『地方税法施行規則』康徳二年（1935年）8月24日
- 26) 「満洲評論」第9巻12号 8頁 1935年9月
- 27) 比額制度：張権力は軍事力を維持するために、税収確保する必要がある。満州地各県に対して一定額

## 1930年代における「満洲国」地方財政構造の変化（陳）

- の税収額を命じ、県税収機関はその金額以上の税収を達成する場合であれば、一定の奨励などがもらえる。逆に、徴収できない場合であれば、懲罰措置も取る。この制度は各地の行政に対しては、税収の確保と強化に対して大きな役割を立てた。
- 28) 前掲『満洲国現勢・康徳五年版』クレス出版 111 頁
- 29) 同前
- 30) 満洲国通信社編『満洲国現勢・康徳六年版』クレス出版 315 頁
- 31) 満史会編『満洲開発四十年史』（上巻）1964年 790 頁
- 32) 治安部警務司『満洲国警察史（上巻）』1942年 315 頁
- 33) 注：保甲制とは古来支那に於ける地方自治の団体であって、各府・県・州等の管下たる城・市・郷・村内に於て、一定の戸数に依り保・甲・牌と称する隣保友愛を以て相倚る団体を編成し、其の団体内に於ける康寧を保持し、不測緊急の危害を防止することを主たる任務と為す制度である。  
治安部警務司『満洲国警察史（上巻）』1942年 351 頁
- 34) 第十二条 甲及牌ノ経費ハ甲内各家長ガ其ノ所有スル土地及資産ノ多寡ニ応ジ夫夫之ヲ分担ス但シ保長及警察署長ヲ経テ地方行政署長ノ認可ヲ受ケ甲長之ヲ徴収スルコトヲ得……第十七条 地方行政官署長及警察署長ハ保・甲・牌ノ監督上必要アル場合ニ於テハ事務ノ報告ヲナサシメ書類帳簿ヲ調閲シ及実地ニ就キ事務ヲ視察シ又ハ其ノ会計ヲ監査スルコトヲ得  
内務局管理处：『地方税関係法令類纂』1938年5月 534 頁
- 35) 拙著『満洲国』初期の農村租税公課に関する考察——北満地方を中心に」（新潟大学大学院現代社会文化研究科『現代社会文化研究科』第48号 2010年7月）  
『満洲国』期の農村経済関係と農民生活——吉林省永吉県南荒地村を中心に」（新潟大学現代社会文化研究科環日本海研究室『環日本海研究年報』第17号 2010年3月）
- 36) 民政部警務司『保甲制度論』1936年 53 頁
- 37) 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』クレス出版 315 頁
- 38) 同前 108 頁
- 39) 「省地方費法」（『満洲国政府公報』1936年12月26日）
- 40) 満洲国通信社編『満洲国現勢・康徳四年版』クレス出版 161 頁
- 41) 「省地方費法」（『満洲国政府公報』1936年12月26日）
- 42) 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』55 頁
- 43) 敕令第412号「街制」（康徳四年12月1日）・敕令第415号「村制」（康徳四年12月1日）  
前掲『地方税関係法令類纂』1938年5月1日 513-531 頁
- 44) 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』クレス出版 45 頁
- 45) 同前
- 46) 関口猛夫：「街村財政の現状とその諸問題」（『満洲評論』第16巻8号 1939年2月 10 頁）参照
- 47) 同前 11 頁
- 48) 同前 11-13 頁参照
- 49) 大槻雪夫：「綏化県農事合作社の農村組織工作について（上）」（『満洲評論』第15巻4号 1940年9月 22 頁）
- 50) 前掲『満洲国現勢・康徳六年版』315 頁
- 51) 安富歩・深尾葉子：『「満洲」の成立—森林の消尽と近代空間の形成』（名古屋大学出版会 2009年）165-200 頁参照

主指導教員（芳井研一教授）、副指導教員（真水康樹教授・山内民博准教授）